

広島県告示第百三十八号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、津波災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成三十一年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町及び大崎上島町の区域（次の図に示す部分に限る。）

二 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局港湾漁港整備課及び関係建設事務所（支所）等並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）